

ビオトープ・イタンキ通信 第12号

NPO法人 ビオトープ・イタンキ in 室蘭

2019年5月1日

NPO 法人 ビオトープ・イタンキ in 室蘭では「ホタル再び、人にやさしい街・室蘭」を合い言葉にビオトープ作りを進めています。原始のままの海岸線、鳴り砂の浜に続く草原の一角に、今は失われてしまった湿地を復元し、子供たちが生き物と触れ合える場の再生を目指しています。

◆ビオトープ・イタンキの誕生雑感

奇しくも新元号「令和」の始まりは、平成14年（2002年）5月12日室蘭市みゆき町潮見公園内に生物が生息できる空間の造成をめざすビオトープ・イタンキの会が発足して17年、造成完了を記念した室蘭市ビオトープ憲章の制定から9年を迎えます。

発足当初は、ビオトープの造成を室蘭市に働きかけ実現を目指し、私も、室蘭市議会の一般質問で鶴の零で育ったホタルを例にあげ環境産業都市をめざす室蘭のモデル事業の観点と平成16年（2004年）9月から放送されたNHK朝ドラ「わかば」でビオトープが取り上げられことなどを踏まえ、その必要性など3度提言するも、公園造成の許可など側面支援での答弁に止まりました。室蘭市の財政支援が受けられないと判断した大西勲会長は、そこから不屈の闘志と執念で企業の社会貢献事業の環境保全やまちおこし活動支援基金などからコツコツ助成を受け、平成18年に造成をスタートさせられました。



かかってこのビオトープの完成は大西会長のひたむきな信念と会員皆様の熱意と協力のお蔭です。

同じ思いや理念を共有できるリーダーと仲間が力を合わせれば、夢は実現する好例がビオトープ・イタンキの会であり、室蘭・輪西モデルとしての誇りでもあります。（我妻静夫）

◆石の上にも“10年”か？

これまでの経緯に、『「ビオトープ・イタンキの会」発足当初からの数年間は行政の理解を得ることができず…』、『平成18年になってようやく許可され、造成が可能になり』、『平成23年8月にビオトープ憲章を制定』とあります。

都市公園法第5条第2項には「公園管理者以外の者（すなわち当時の「ビオトープ・イタンキの会」）が設け、又は管理することが当該公園の機能の増進に資すると認められるものであるときは、…（略）…許可することができる。」とありますので、法律は住民の善意（みんなのために自らの手で良い公園を作りたい）による公園の整備・管理を認めているところです。

しかしながら、当時の室蘭市担当部局がこの認識を十分共有していたのかどうか。腹の中では（おそらく態度としても）『余計なことをしてくれるな』という感じだったのではないかでしょうか。

私自身の経験から言えば、住民が行政に新しいことを求め、それが短期間で実現するのはごく稀なことで、実現しないことが沢山あり、大抵はボツになります。行政という石は温まり難く、場合によっては「10年」の覚悟を持ち、粘り強く運動し続けなければ実現しないことを、NPO法人「ビオトープ・イタンキin室蘭」の活動歴は示しています。「ビオトープ憲章」制定の時はたまたまその職にあったのですが、大西理事長をはじめ皆様の活動への敬意と行政のあり方への反省があつたことを思い出します。

毎年、私が運営に携わる保育園の子どもたちが貴重な体験をさせていただいております。お礼と合わせ、子どもたちのためにも末永く活動していただけるようお願い申し上げます。（横道不二夫）